埼玉県無電柱化推進計画

1 計画策定の背景

■背景

- ○電柱等の倒壊により避難や救急活動に支障 (昨今の大規模災害による道路閉塞)
- ○電柱が歩行者や車椅子の通行の妨げ など
 - ⇒ 無電柱化の必要性が重要視

平成28年12月「無電柱化の推進に関する法律」施行

- ■目的:災害の防止、安全・円滑な交通の確保、景観形成など
- ■県の責務:地域の実情に応じた施策策定・実施
- ■地方公共団体の計画:国の計画を踏まえ無電柱化推進計画策定

埼玉県無電柱化推進計画を策定し、計画的かつ迅速な無電柱化の推進

2 主な計画内容

(1)取り組む箇所の考え方

「防災性の向上」と「地域の活性化」の2つの観点から、整備箇所を選定

①防災性の向上

災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防ぎ、緊急車両の通行を確保

対象道路▶緊急輸送道路

【優先】・東京湾北部地震で震度6弱以上が予測される地域

・防災拠点施設へのアクセス道路

②地域の活性化

安全で円滑な交通を確保、良好な景観形成、観光振興にも寄与

対象道路▶バリアフリー法に基づく特定道路等、主要な観光地、人口集中地区、駅周辺道路

(2)整備の進め方

①<u>現道における無電柱化</u> 計画幅員で完成している道路において無電柱化を実施

②<u>狭隘な道路(歩道幅員2.5m未満)における無電柱化</u> 市町村等の協力により、地上機器を道路外の敷地に設置できる場合のみ実施

③バイパス・拡幅整備における無電柱化 バイパス整備や拡幅整備では、無電柱化を同時に実施 (無電柱化を同時に実施できない場合は電線類の埋設空間を確保)

(3)計画の期間、目標

■計画の期間

平成31年度から平成33年度末までの3年間

■計画における目標 (H29年度末) (H33年度末) 県管理道路における無電柱化の整備延長 : 53.0km ⇒ 56.8km以上

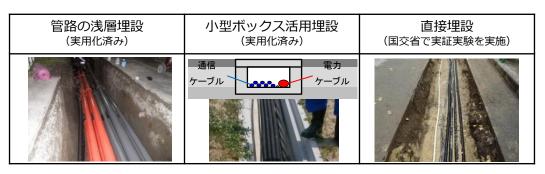
(4)課題を解決し無電柱化を推進するための取組

■課題

- ・整備コストが高い (道路管理者負担額:片側延長1km当り3.5億円)
- ・電線管理者との調整(対象区間、事務手続き、工事時期等)

■取組

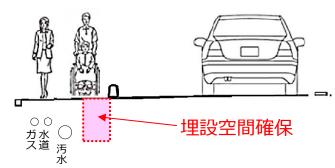
①コスト縮減の促進 低コスト手法を積極的に活用



②占用制度

- ・緊急輸送道路への新たな電柱の占用禁止(平成29年4月から)
- ・電線管理者が参入しやすい占用制度のあり方を検討
- ③電線類の埋設空間の確保

緊急輸送道路において、道路整備とあわせて無電柱化を実施できない場合、将来の無電柱化に備え埋設空間を確保



④無電柱化情報の共有、技術的支援 事務手続きや整備に関するマニュアルを策定し、市町村も支援